



県章

# 山形県公報

平成27年3月27日(金)

第2633号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 訓令

○山形県職員研修規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…427

### 告示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課)…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同)…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課)…428
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同)…同
- 野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要の公表……………(園芸農業推進課)…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課)…429
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(林業振興課)…同
- 山形県源流の森の利用日及び利用時間……………(置賜総合支庁森林整備課)…430
- 山形県源流の森の利用料金……………(同)…同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課)…431
- 同……………(同)…同
- 県道の供用の開始……………(同)…同
- 悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(同)…同
- 悠創の丘の利用料金……………(同)…432
- 健康の森公園の利用料金……………(同)…433
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日……………(同)…434
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金……………(同)…同
- 弓張平公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁西村山建設総務課)…436
- 弓張平公園の利用料金……………(同)…同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課)…440
- 同……………(同)…441
- 同……………(同)…同
- 県道の供用の開始……………(同)…同
- 同……………(同)…442
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…443
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課)…同
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…444
- 同……………(同)…同
- 同……………(同)…同
- 一般国道の供用の開始……………(同)…445
- 県道の供用の開始……………(同)…同
- 同……………(同)…同

○最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日	（同）	…同
○最上中央公園の利用料金	（同）	…446
○道路の区域の変更	（置賜総合支庁建設総務課）	…448
○同	（同）	…同
○同	（同）	…同
○県道の供用の開始	（同）	…449
○道路の区域の変更	（庄内総合支庁建設総務課）	…同
○同	（同）	…同
○同	（同）	…450
○一般国道の供用の開始	（同）	…同
○県道の供用の開始	（同）	…同
○同	（同）	…451
○同	（同）	…同
○公共測量の終了の通知	（県土利用政策課）	…同
○同	（同）	…同
○都市公園の区域の変更	（都市計画課）	…452
○指定港湾施設の利用時間等及び休業日等	（空港港湾課）	…453
○指定港湾施設の利用料金	（同）	…454
○山形県ふるさと交流広場の利用料金	（同）	…458
○山形県海浜公園の利用料金	（同）	…459
○平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正	（同）	…同
○建築基準法第86条第2項の規定による認定	（村山総合支庁建築課）	…同

### 教育委員会関係

#### 規 則

○山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則	…同
○山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則	…460
○山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則	…同
○山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	…461
○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則	…同
○山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	…462
○山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	…同
○山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	…463
○山形県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則	…同

#### 訓 令

○山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	…464
○山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令	…465
○山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令	…466

### 病院事業局関係

#### 規 程

○山形県立病院料金規程の一部を改正する規程	…471
-----------------------	------

### 公 告

○県営住宅入居者の一般公募	（村山総合支庁建築課）	…472
---------------	-------------	------

## 訓 令

### 山形県訓令第1号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県職員研修規程の一部を改正する訓令

山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

係長級昇任準備研修	新規採用職員研修を修了した者（技能労務職の職にある者を除く。） 及び受講が特に必要と認められる者	を
係長級研修	係長及びこれに相当する職にある者	に改

める。

第6条の2第1項中「現在」を「業務執行に必要な基礎的な能力及び現在」に改め、同条第2項中「修了して」を「修了し、又は新規に採用されて」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 係長級研修

第6条の2第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第6条第2項の規定による係長級昇任準備研修を修了した者は、改正後の第6条の2第2項の規定の適用については、同項の規定による係長級研修を修了した者とみなす。

## 告 示

### 山形県告示第307号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オフィス山形	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	通 所 介 護	平成27. 3. 19
株式会社オフィス山形	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	短期入所生活介護	同

### 山形県告示第308号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オフィス山形	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	介護予防通所介護	平成27. 3. 19
株式会社オフィス山形	白鷹介護サービスセンターふれあいの里 西置賜郡白鷹町大字畔藤5049	介護予防短期入所 生活介護	同

**山形県告示第309号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社アジュダンテ	訪問看護リハビリステーション アジュダンテ 鶴岡市余慶町6番22号	訪問看護	平成27. 3. 16

**山形県告示第310号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社アジュダンテ	訪問看護リハビリステーション アジュダンテ 鶴岡市余慶町6番22号	介護予防訪問看護	平成27. 3. 16

**山形県告示第311号**

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定により樹立した野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

変更に係る野菜指定産地の名称並びに当該産地の指定野菜の種別、作付面積、生産数量及び出荷数量

野菜指定産地名	指定野菜の種別	作付面積		生産数量		出荷数量	
		現状	平成30年における目標	現状	平成30年における目標	現状	平成30年における目標
山形	夏秋きゅうり	ヘクタール 114.0	ヘクタール 118.0	トン 3,731	トン 3,769	トン 2,925	トン 2,960
最上	夏秋きゅうり	33.0	34.0	1,588	1,655	1,184	1,200
鶴岡	夏秋きゅうり	38.3	38.3	690	702	337	342

山形	冬春きゅうり	24.4	26.0	1,999	2,012	1,819	1,841
山形	夏秋トマト	22.0	22.0	1,249	1,249	1,057	1,057
山形もがみ	夏秋トマト	17.7	19.8	1,154	1,352	1,012	1,265
庄内南部	夏秋トマト	41.5	45.0	1,289	1,681	828	1,066
さがえ西村山	秋冬ねぎ	25.0	28.5	622	743	493	559
庄内南部	秋冬ねぎ	61.0	73.6	1,164	1,901	598	970
庄内北部	秋冬ねぎ	60.0	75.0	981	1,700	570	1,238

### 山形県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 許可年月日  
平成27年3月18日

### 山形県告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
村山市・東村山郡中山町・西村山郡河北町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課並びに村山市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第314号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第4条第2項の規定により、山形県源流の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用日及び利用時間

施設名	利用日	利用時間
源流の森センター 丸太とロープの冒険コース アトリエ 源流の森ロッジ	4月29日から5月6日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月7日から7月19日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときはその日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	7月20日から8月31日までの日	午前9時から午後5時まで
	9月1日から11月30日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

## 山形県告示第315号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第6条第2項の規定により、山形県源流の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

施設名	区分	利用料金	
		個人	団体
丸太とロープの冒険コース	児童生徒が使用する場合	500円	1人につき 250円
	上記以外の場合	1,000円	1人につき 500円
アトリエ	児童生徒が使用する場合	100円	1人につき 50円
	上記以外の場合	400円	1人につき 200円

備考 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

2 この表において「児童生徒」とは、義務教育を受けている者又はこれに準ずる者をいう。

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

**山形県告示第316号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字内表字内表南570番7から 同 596番1まで	旧	42.0メートル } 32.0	メートル 226
同 上	新	41.0メートル } 32.0	同 上

**山形県告示第317号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市新町一丁目621番1から 同 1113番4まで	旧	21.0メートル } 19.0	メートル 60
上山市新町一丁目621番1から 同 中山字代71番2まで	新	44.5メートル } 12.0	メートル 11,306

**山形県告示第318号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字内表字内表南570番7から  
同 596番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第319号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
展示研修施設	午前9時から午後5時まで	1 毎月の第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第320号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、悠創の丘の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,720円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施 設	区 分	利 用 料 金			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	
展示研修施設	展示室1	入場料金を領収しない場合	540円	720円	1,440円
		上記以外の場合	1時間当たり		180円

		入場料金を領収する場合	展示の目的で使用する場合	2,190円	2,920円	5,840円
			上記以外の場合	1時間当たり 730円		
	展示室2	入場料金を領収しない場合	展示の目的で使用する場合	390円	520円	1,040円
			上記以外の場合	1時間当たり 130円		
		入場料金を領収する場合	展示の目的で使用する場合	1,590円	2,120円	4,240円
			上記以外の場合	1時間当たり 530円		
研修室			1時間当たり 410円			

## 備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第321号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、健康の森公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき 710円
	映画撮影	1日につき 14,280円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第322号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
スケートパーク	午前9時から午後5時まで	1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。 2 11月の最終日曜日の翌日から翌年の3月31日まで
グラウンド・ゴルフ場 多目的広場	午前9時から午後5時まで	1 月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。 2 11月の最終日曜日の翌日から翌年の4月9日まで

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第323号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為 都市公園の建屋内の面積が45平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合	1時間につき	310円
	1日につき	3,100円

	都市公園の建屋内の面積が49平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場 合	1時間につき	340円
		1日につき	3,400円
	上記以外の場合	1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円

## 備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 都市公園の建屋内の区切られた部分の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。
- 3 都市公園の建屋内の区切られた部分で条例第5条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる行為をする場合にあっては、それぞれの行為をする場合の利用料金とする。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施設	区 分		利用料金	
スケートパーク	全部を単独で使用する場 合	児童生徒等のみが使用する場 合	1日当たり 10,000円	
		上記以外の場合	1日当たり 20,000円	
	上記以外の場合	回数券による使用の場 合	児童生徒等が使用する場 合	1人12回当たり 1,300円
		上記以外の場合	1人12回当たり 2,600円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場 合	1人1日当たり 130円	
		上記以外の場合	1人1日当たり 260円	
グラウンド・ゴルフ場	全部を単独で使用する場 合	児童生徒等のみが使用する場 合	最初の4時間までにつき 2,000円とし、以後1時間ご とに500円を加算した額	
		上記以外の場合	最初の4時間までにつき 4,000円とし、以後1時間ご とに1,000円を加算した額	
	上記以外の場合	シーズン券による使用の場 合	児童生徒等が使用する場 合	1人当たり 2,500円
		上記以外の場合	1人当たり 5,000円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場 合	1人1日当たり 50円	
		上記以外の場合	1人1日当たり 100円	

多目的広場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	最初の4時間までにつき1,000円とし、以後1時間ごとに250円を加算した額
		上記以外の場合	最初の4時間までにつき2,000円とし、以後1時間ごとに500円を加算した額

## 備考

- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 回数券及びシーズン券の有効期限は、発行年の最終開場日までとする。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第324号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、弓張平公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
オートキャンプ場	宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで	11月1日から翌年の5月31日まで
テニスコート 陸上競技場 野球場 運動広場 パターゴルフ場	午前9時から午後5時まで	11月1日から翌年の5月31日まで
体育館 屋根付広場		1 11月1日から翌年の5月31日まで（4月29日から5月5日までを除く。）の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第325号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、弓張平公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,000円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

## イ 主要施設の利用料金

有料公園施設 の名称	区 分			利 用 料 金	
オートキャンプ 場	入場	児童生徒等	閑散期平日		1人1回当たり 125円
			上記以外の日		1人1回当たり 250円
		児童生徒等以外の者	閑散期平日		1人1回当たり 250円
			上記以外の日		1人1回当たり 500円
	テントサ イトの使 用	駐車を併設するも のの使用	宿泊を伴わない使用		1区画1回当たり 2,000円
			宿泊を伴う 使用	1泊目及び 2泊目	1区画1泊当たり 4,000円
				3泊目以後	1区画1泊当たり 3,200円
		駐車を併設しない ものの使用	宿泊を伴わない使用		1区画1回当たり 1,500円
			宿泊を伴う 使用	1泊目及び 2泊目	1区画1泊当たり 3,000円
				3泊目以後	1区画1泊当たり 2,400円
コテージ の使用	宿泊を伴わない使用		1棟1回当たり 5,000円		
	宿泊を伴う使用	1泊目及び2泊目		1棟1泊当たり 10,000円	

			3泊目以後	1棟1泊当たり	8,000円	
テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合		1日目及び2日目	1面1時間当たり	230円	
			3日目以後	1面1時間当たり	184円	
	上記以外の場合		1日目及び2日目	1面1時間当たり	460円	
			3日目以後	1面1時間当たり	368円	
陸上競技場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日目及び2日目	1時間当たり	470円	
			3日目以後	1時間当たり	376円	
		上記以外の場合	1日目及び2日目	1時間当たり	940円	
			3日目以後	1時間当たり	752円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり	50円	
		上記以外の場合		1人1時間当たり	100円	
野球場	児童生徒等のみが使用する場合		1日目及び2日目	1時間当たり	290円	
			3日目以後	1時間当たり	232円	
	上記以外の場合		1日目及び2日目	1時間当たり	580円	
			3日目以後	1時間当たり	464円	
運動広場	児童生徒等のみが使用する場合		1日目及び2日目	1時間当たり	230円	
			3日目以後	1時間当たり	184円	
	上記以外の場合		1日目及び2日目	1時間当たり	460円	
			3日目以後	1時間当たり	368円	
パターゴルフ場	児童生徒等が使用する場合			1人1回当たり	250円	
	上記以外の場合			1人1回当たり	500円	
体育館	アリーナ	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日目及び2日目	1時間当たり	240円
				3日目以後	1時間当たり	192円
		上記以外の場合	1日目及び2日目	1時間当たり	480円	

			3日目以後	1時間当たり	384円
	半面を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	120円
		上記以外の場合		1時間当たり	240円
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり	30円
		上記以外の場合		1人1時間当たり	60円
軽運 動室	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使 用する場合	1日目及び2日目	1時間当たり	240円
			3日目以後	1時間当たり	192円
		上記以外の場合	1日目及び2日目	1時間当たり	480円
			3日目以後	1時間当たり	384円
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり	30円
		上記以外の場合		1人1時間当たり	60円
屋根付広場	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使 用する場合	1日目及び2日目	1時間当たり	240円
			3日目以後	1時間当たり	192円
		上記以外の場合	1日目及び2日目	1時間当たり	480円
			3日目以後	1時間当たり	384円
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり	30円
		上記以外の場合		1人1時間当たり	60円

## ロ 附属施設及び器具の利用料金

区	分	単	位	利	用	料	金
オートキャンプ場	温水シャワー		1回につき				100円
	洗濯機		1回につき				100円
	衣類乾燥機		1回につき				100円
	ガスコンロ		1回につき				10円
体育館	温水シャワー		1回につき				100円

	和会議室	1室1時間につき	380円
	会議室1	1室1時間につき	240円
	会議室2	1室1時間につき	120円

## ハ 電気消費加算額

区 分		単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	テントサイト（宿泊を伴わない使用）	1区画1回につき	1,000円
	テントサイト（宿泊を伴う使用）	1区画1泊につき	1,000円
体育館	アリーナ	全灯使用	1時間につき 200円
		1/2灯使用	1時間につき 100円
		持込機器電源	実費相当額
	軽運動室	持込機器電源	実費相当額
屋根付広場	全灯使用	1時間につき	190円
	持込機器電源		実費相当額

## 備考

- この表において「閑散期平日」とは、6月、9月及び10月のうち土曜、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く日をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 大石田畑線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
北村山郡大石田町大字大浦字矢ノ沢134番1から 同 堤1326番3まで	旧	22.0メートル } 11.0	112メートル
同 上	新	22.0メートル } 9.4	同 上

## 山形県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
北村山郡大石田町大字次年子字土手139番21から 同 128番3まで	旧	16.5メートル } 13.5	64メートル
同 上	新	27.5メートル } 13.5	同 上

## 山形県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 荻袋大浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
北村山郡大石田町大字大浦字東側140番17から 同 140番2まで	旧	33.4メートル } 13.8	17メートル
同 上	新	28.2メートル } 13.8	同 上

## 山形県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 東根市大字長瀨字南方353番1から

- 同 西方6430番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

#### 山形県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字大浦字矢ノ沢1230番497から  
同 堤1326番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月28日

#### 山形県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字次年子字土手139番21から  
同 128番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

#### 山形県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 荻袋大浦線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字大浦字東側141番3から  
同 140番17まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月28日

#### 山形県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根長島線
- 2 供用開始の区間 東根市大字長瀨字川原394番1から  
同 西方6426番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第334号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 長瀬野田線
- 2 供用開始の区間 東根市大字長瀬字南方371番2から  
同 松沢5077番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第335号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市堀端町2732番4から 同 十日町字差首野川2747番10まで	旧	35.6メートル } 11.4	メートル 105
同 上	新	18.0メートル } 11.4	同 上

**山形県告示第336号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野2101番1から 同 2268番1まで	旧	14.3メートル } 11.3	メートル 431
同 上	新	20.0メートル } 11.3	同 上

**山形県告示第337号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字新町字上荒川153番19から 同 152番15まで	旧	23.5メートル } 9.5	132メートル
同 上	新	43.0メートル } 17.3	同 上

**山形県告示第338号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄鮭川戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字居口982番1から 同 546番1まで	旧	33.0メートル } 4.5	140メートル
同 上	新	39.0メートル } 23.0	同 上

**山形県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字丸森1005番 8 から		旧	12.2 メートル	459 メートル
同 居口548番 1 まで			3.8	
同	上	新	35.6 メートル	576 メートル
			9.4	

**山形県告示第340号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1425番 1 から  
同 1397番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第341号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野2101番 1 から  
同 2268番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第342号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 瀬見新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字鳥越字橋向487番 1 から  
同 金沢字前野2269番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第343号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、最上中央公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
屋内多目的施設	午前9時から午後10時まで	1 12月29日から翌年の1月3日まで 2 4月1日から12月28日までの第2火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 3 1月4日から3月31日までの第2火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第344号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上中央公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき 710円
	映画撮影	1日につき 14,280円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

有料公園施設の名称	区 分			利 用 料 金	
屋内多目的施設	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 880円	
			上記以外の場合	1時間当たり 1,760円	
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,750円	
			上記以外の場合	1時間当たり 3,500円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 8,770円	
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 35,090円	
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 440円
		上記以外の場合			1時間当たり 880円

## ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金		
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	
屋内多目的施設	会議室	1時間につき	200円	410円
	放送設備	1時間につき	50円	100円
	テニス用具	一式 1時間につき	50円	
	ミニサッカー用具	一式 1時間につき	100円	
	ゲートボール用具	一式 1時間につき	50円	

## ハ 電気消費加算額

区 分	単 位	加 算 額
屋内多目的施設	全灯使用	1時間につき 1,620円
	1/2灯使用	1時間につき 800円
	持込機器電源	実費相当額

## 備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市駅前二丁目2155番5から		旧	20.4メートル	20メートル
同 2158番2まで			15.8	
米沢市東三丁目7345番3から		新	24.8メートル	44メートル
同 駅前二丁目2158番2まで			12.0	

## 山形県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 板谷米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市駅前二丁目5156番12から		旧	27.8メートル	30メートル
同 2155番5まで			10.4	
同	上	新	30.8メートル	43メートル
			10.4	

## 山形県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 綱木米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市駅前三丁目2133番1から 同 上まで	旧	20.4メートル } 15.8	20メートル
米沢市駅前三丁目2133番1から 同 2133番9まで	新	24.8メートル } 12.0	44メートル

**山形県告示第348号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢猪苗代線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字関字馬場ノ前一2647番4から  
同 中道2458番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第349号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市湯温海字湯之尻288番から 同 温海字荻田177番15まで	旧	67.0メートル } 16.0	276メートル
同 上	新	41.0メートル } 10.5	同 上

**山形県告示第350号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 藤島由良線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市今泉字大久保1番59から 同 1番64まで		旧	15.1メートル } 10.0	94メートル
同	上	新	15.1メートル } 10.0	同上

**山形県告示第351号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 温海川木野俣大岩川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市温海字荻田177番1から 同 上まで		旧	44.5メートル } 41.0	4メートル
同	上	新	46.0メートル } 41.0	同上

**山形県告示第352号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市上野曾根字郷野目端53番1から  
同 67番まで  
同 80番1から  
同 牧曾根字大坪61番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第353号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市湯温海字湯之尻288番から  
同 温海字荻田177番15まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第354号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 藤島由良線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市今泉字大久保1番59から  
同 1番64まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第355号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 温海川木野俣大岩川線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市温海字荻田177番1から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月27日

**山形県告示第356号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市街地地区 国道112号 国道13号
- 2 公共測量を実施した期間  
平成26年8月25日から平成27年2月19日まで
- 3 作業の種類  
公共測量

**山形県告示第357号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
新庄河川事務所管内赤川流域 寒河江川流域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成26年9月30日から平成27年3月13日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ 地図情報レベル1000 地図情報レベル500（一部））

山形県告示第358号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域を次のように変更し、平成27年4月1日から供用を開始する。

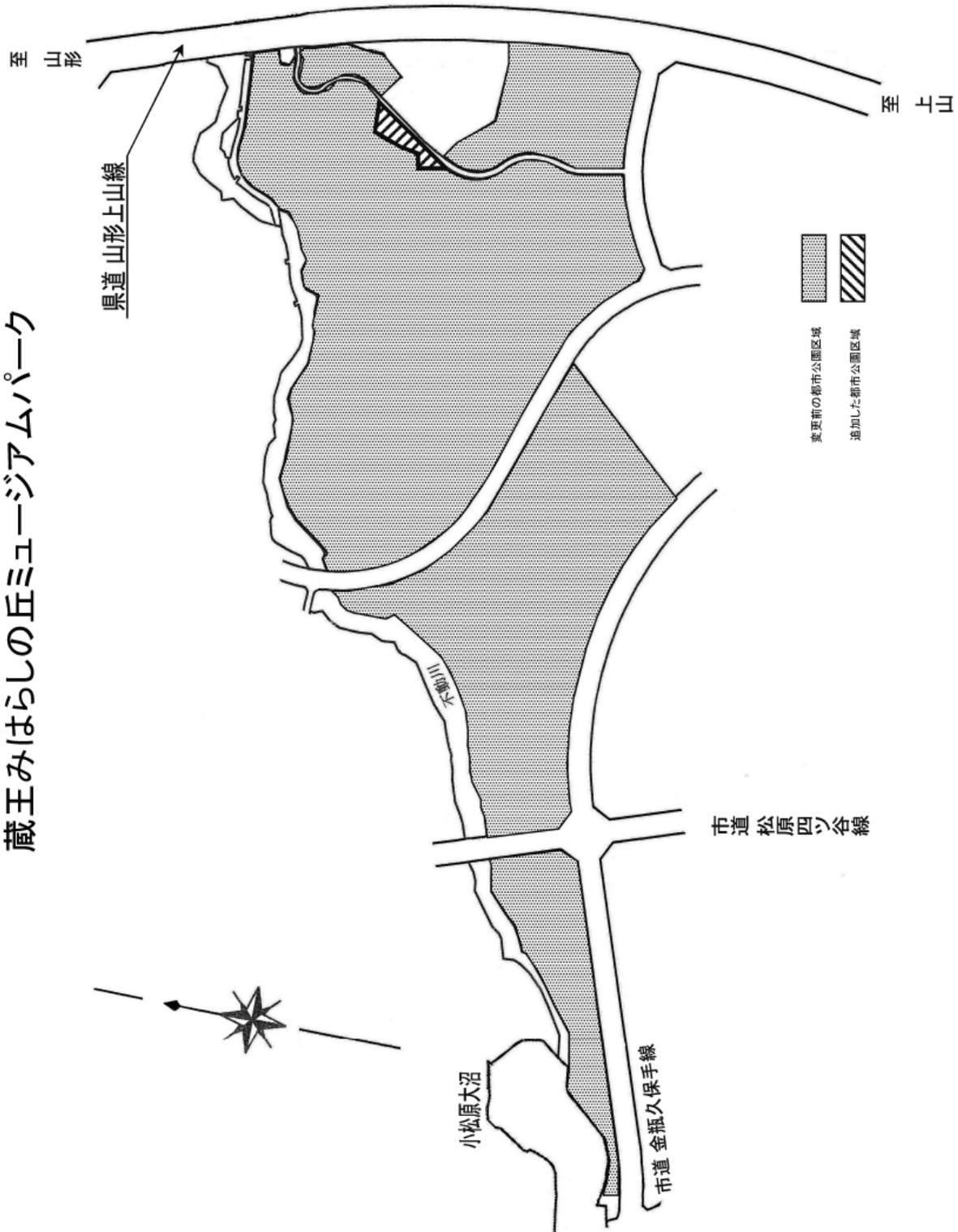
なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉村美栄子

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域  
次の図のとおり

蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク



## 山形県告示第359号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用時間等

区 分		利用時間等
酒田北港緑地展望台	4月1日から10月31日まで及び3月1日から3月31日まで	午前10時から午後5時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。
	11月1日から12月28日まで	午前9時から午後4時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。
山形県酒田海洋センター		午前10時から午後5時まで
第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット	5月1日から9月30日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）	午前7時から午後5時30分まで
	上記以外の日	午前8時30分から午後5時まで
鼠ヶ関マリーナ	4月1日から9月30日まで	午前8時から午後6時まで。ただし、船揚場は午前6時から午後6時まで、会議室は午前9時から午後5時まで、研修ホールは終日とする。
	10月1日から翌年の3月31日まで	午前8時30分から午後5時まで。ただし、会議室は午前9時から午後5時まで、研修ホールは終日とする。

## 2 休業日等

区 分	休 業 日 等
酒田北港緑地展望台	1 月曜日（その日が休日であるときを除く。） 2 12月29日から翌年の2月末日まで
山形県酒田海洋センター	1 月曜日（その日が休日であるときを除く。） 2 12月29日から翌年の1月3日まで
第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット	12月30日から翌年の1月5日まで
鼠ヶ関マリーナ	1 研修ホール以外の施設にあっては、4月25日から5月7日まで及び7月20日から8月20日までの日を除く期間の火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年の1月3日まで

## 3 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第360号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 第1酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	利用料金	備考
棧橋 物揚場 船揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日につき 133円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月につき 650円	

## (2) 第2酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	利用料金	備考
棧橋 物揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日につき 133円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月につき 650円	

## (3) 鼠ヶ関マリーナ

港湾施設名	使用区分	利用料金	備考
棧橋 浮棧橋 物揚場	1 ヨット		県内に住所を有する者が使用する場合における利用料金の額は、当分の間、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。
	(1) ディンギー型ヨット	6時間までごとに 310円	
	(2) ディンギー型ヨット以外のヨット		
	イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 640円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 800円	
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 910円	
	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの	6時間までごとに 1,040円	
	ホ 長さ8メートル以上のもの	6時間までごとに1,040円に長さが7メートルを超える1メートルごとに310円を加えた額	
	2 モーターボート		
	(1) 和船型モーターボート		
	イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 690円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 850円	
ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 960円		

	<p>ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの</p> <p>ホ 長さ8メートル以上のもの</p> <p>(2) 和船型モーターボート以外のモーターボート</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの</p> <p>ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの</p> <p>ホ 長さ8メートル以上のもの</p>	<p>6時間までごとに 1,120円</p> <p>6時間までごとに1,120円に長さが7メートルを超える1メートルごとに380円を加えた額</p> <p>6時間までごとに 850円</p> <p>6時間までごとに 1,020円</p> <p>6時間までごとに 1,210円</p> <p>6時間までごとに 1,380円</p> <p>6時間までごとに1,380円に長さが7メートルを超える1メートルごとに440円を加えた額</p>	
船舶保管施設	<p>1 ヨット</p> <p>(1) ディンギー型ヨット</p> <p>イ 使用期間が1月未満の場合</p> <p>ロ 使用期間が1月以上の場合</p> <p>(2) ディンギー型ヨット以外のヨット</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの</p>	<p>1日につき 1,280円</p> <p>1月につき 6,480円</p> <p>1日につき 2,420円</p> <p>1月につき 12,210円</p> <p>1日につき 2,920円</p> <p>1月につき 14,640円</p> <p>1日につき 3,410円</p> <p>1月につき 17,090円</p>	<p>(1) 県内に住所を有する者が使用する場合における利用料金の額は、当分の間、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。</p> <p>(2) 使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p>

(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,890円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	19,530円
ホ 長さ8メートル以上のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,890円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,210円を加えた額
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	19,530円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,090円を加えた額
2 モーターボート		
(1) 和船型モーターボート		
イ 長さ5メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	2,420円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	12,700円
ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,160円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	15,260円
ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,650円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	17,830円
ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,140円
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	20,390円
ホ 長さ8メートル以上のもの		
(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,140円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,330円を加えた額
(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	20,390円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,340円を加えた額
(2) 和船型モーターボート以外のモーターボート		

	イ 長さ5メートル未満のもの (イ) 使用期間が1月未満の場合 (ロ) 使用期間が1月以上の場合	1日につき 1月につき	3,070円 15,420円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの (イ) 使用期間が1月未満の場合 (ロ) 使用期間が1月以上の場合	1日につき 1月につき	3,790円 18,520円	
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの (イ) 使用期間が1月未満の場合 (ロ) 使用期間が1月以上の場合	1日につき 1月につき	4,390円 21,620円	
	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの (イ) 使用期間が1月未満の場合 (ロ) 使用期間が1月以上の場合	1日につき 1月につき	4,970円 24,690円	
	ホ 長さ8メートル以上のもの (イ) 使用期間が1月未満の場合 (ロ) 使用期間が1月以上の場合	1日につき 1月につき	4,970円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,530円を加えた額 24,690円に長さが7メートルを超える1メートルごとに7,710円を加えた額	
給水施設		1基30分までごとに	220円	
給電施設		1基30分までごとに	330円	
けん引運搬車		1回につき	120円	
駐車場	1 原動機付自転車及び自動二輪車	1日につき	170円	
	2 普通自動車及び小型特殊自動車	1日につき	340円	
	3 大型自動車及び大型特殊自動車	1日につき	1,210円	

船揚場	ウインチ	ヨット及びモーターボート			
		1 長さ5メートル未満のもの	1回につき	600円	
	2 長さ5メートル以上のもの	1回につき	910円		
	上下架クレーン	ヨット及びモーターボート			
1 長さ6メートル未満のもの		1回につき	1,090円		
	2 長さ6メートル以上のもの	1回につき	1,310円		
港湾管理事務所	会議室		1時間までごとに	360円	
	研修ホール		1時間までごとに	1,130円	照明設備を使用する場合は、1時間までごとに1,200円を加算する。
	シャワー		1回につき	220円	

(注) この表において「ディンギー型ヨット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる長さ6メートル以下のものを、「和船型モーターボート」とは、形状が和船に類するもので推進機関として船外機関を使用するものをいう。

2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第361号

山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により、山形県ふるさと交流広場の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

名 称	区 分		単 位	利用料金
多目的広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	200円
		上記以外の場合	1時間当たり	300円
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	100円
		上記以外の場合	1時間当たり	200円
	1／4面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	100円
		上記以外の場合	1時間当たり	200円

備考 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

**山形県告示第362号**

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

区 分	単 位	利用料金
加茂レインボービーチ	条例第3条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき 720円
	条例第3条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル 1日につき 70円

## 2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

**山形県告示第363号**

平成19年3月告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表外郭施設Bの項中「965.45」を「1,000.74」に改め、同表臨港交通施設Dの項中「13.0×1,929」を「13.0×1,925.7」に改める。

**山形県告示第364号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、2以上の建築物の一の敷地とみなされる一定の一団の土地の区域は、次のとおりである。

なお、関係図書は、村山総合支庁建設部建築課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 認定番号 指令村総建第280号  
2 認定区域 東根市中央西177番1、177番45、8228番1、8228番2、8249番2、8249番3の一部、8249番4の一部、8249番5、8249番6、8249番7、8249番8の一部、8249番9、8249番10、8249番11、8249番11地先及び8250番2  
3 認定年月日 平成27年3月13日

**教育委員会関係****規 則**

山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭**山形県教育委員会規則第1号****山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則**

山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件については、別に定めのある場合を除き、職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例の規定中「任命権者」とあるのは「山形県教育委員会」とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

### 山形県教育委員会規則第2号

#### 山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第7項の規定に基づく山形県教育委員会（附則第2項を除き、以下「教育委員会」という。）の許可に関する手続及び許可の基準を定めることを目的とする。

（許可の申請）

第2条 教育長は、法第11条第7項の規定による許可を受けようとするときは、他からの依頼がある場合はその依頼書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 前項の許可を受けている教育長は、当該許可に係る理由が消滅した場合は、すみやかに営利企業等離職届を教育委員会に届け出なければならない。

（許可の基準）

第3条 教育委員会は、法第11条第7項の規定により営利企業等に従事するについて、教育長から許可の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り許可することができる。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 教育委員会が管理し、及び執行する事務と、教育長が兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

#### 附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の法第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

### 山形県教育委員会規則第3号

#### 山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会傍聴人規則（昭和23年11月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「委員」を「教育長及び委員」に改める。

第4条第4号中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「紊す」を「乱す」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第6条中「委員席」を「教育長及び委員の席」に改める。

第7条中「委員長」を「教育長」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第4号

##### 山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会公告式規則（昭和25年11月県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。

第2条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条第1項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第5号

##### 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第26条第1項」を「。以下「地教行法」という。）第25条第1項」に改める。

第2条第28号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条」を「地教行法第26条」に改める。

第4条第2項中「教育次長がその事務」を「理事及び教育次長がその事務のうち、それぞれの所管に属する事務」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（委任された事務の報告）

第6条 地教行法第25条第3項の規定による報告は、第2条の規定により委任された事務のうち重要な事項について

て、同法第26条第1項の規定による報告書を議会に提出する前に行うものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第6号

##### 山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会会議規則（昭和35年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」に「」を「。以下「法」という。）に」に改める。

第2条第2項中「教育委員会委員長（以下「委員長」を「教育委員会教育長（以下「教育長」に改める。

第2章を次のように改める。

##### 第2章 削除

##### 第4条及び第5条 削除

第6条第2項及び第7条第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第8条を次のように改める。

##### 第8条 法第14条第2項の規定による会議の招集の請求は、書面で行うこととする。

第9条から第17条まで、第19条及び第20条中「委員長」を「教育長」に改める。

第22条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、「教育長の推薦する者を」を削り、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、会議録を公表するものとする。ただし、秘密会とした部分については、この限りでない。

第23条第4号を次のように改める。

(4) 教育長及び委員等の諸報告

第23条第5号中「大要」を「経過」に改め、同条第8号中「委員長」を「教育長」に改める。

第24条及び第25条中「委員長」を「教育長」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第7号

##### 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「。以下「法」という。）第17条第2項」に改める。

第4条第1項の表総務課の項中「企画調整・予算担当」を「企画調整担当、予算担当」に改め、同表文化財・生涯学習課の項中「社会教育施設担当」を「青少年教育施設担当」に改め、同表義務教育課の項中「企画・整備推進担当」を「企画担当」に改め、同表スポーツ保健課の項中「南東北高校総体推進担当、」を削る。

第4条第2項の表スポーツ保健課の項中「競技スポーツ推進室」を「競技スポーツ推進室、全国高校総体推進室」に改める。

第5条中第37号を第39号とし、第36号の次に次の2号を加える。

(37) 法第1条の3に規定する大綱に関すること

(38) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること

第8条第1項に次の1号を加える。

(12) 県立中高一貫教育校の開校準備に関すること

第8条第2項中「第8号」を「第8号及び第12号」に改める。

第11条第1項に次の1号を加える。

(16) 平成29年度全国高等学校総合体育大会に関すること

第11条第2項中「所掌する」を「、同項第16号に掲げる事務は全国高校総体推進室で所掌する」に改める。

第15条の表総務課の項中「総務係」を「総務係又は総務行政係」に改める。

第19条の表理事の項中「掌理し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する」を「掌理する」に、同表教育次長の項中「指揮監督し、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、その所管する事務について、その職務を代理する」を「指揮監督する」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第8号

##### 山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則（平成19年3月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長（）」を「教育長（附則第3項を除き、）」に改める。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の2項を加える。

2 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である教育長（以下この項において「旧教育長」という。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）限り、その効力を失う。

3 平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、この規則は、同日の前日限り、その効力を失う。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第9号



「  
 1 2  
 削 除 削 除 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この訓令は、同日から施行する。  
(経過措置)
- 3 この訓令の規定により廃止された山形県教育委員会委員長印及び山形県教育委員会委員長職務代理者印の保存については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第1号中「第14条」を「第15条」に改める。

第51条中「規程を」を「規定を」に、同条の表山形県知事の項中「又は山形県教育委員会教育長（）」を「(規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布並びに)」に改める。

別表第2号(4)高等学校等の項の表中

山形県立新庄神室産業高等学校	新産高
山形県立真室川高等学校	真室高

を

「  

山形県立新庄神室産業高等学校	新産高
----------------	-----

 」に改める。

附 則

- 1 この訓令の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。ただし、別表第2号(4)高等学校等の項の表の改正規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この訓令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）は、同日から施行する。

## 山形県教育委員会訓令第3号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

## 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 特別職の職員（第38条―第42条）」を

「第3章 特別職の職員

第1節 常勤職員（第38条・第39条） に改める。

第2節 非常勤職員（第40条―第42条）」

第2条第16号中「同一の給料表と」を削る。

第4条第2項中「職員」を「職員の人事」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、定例的な事項又は軽易な事項については、この限りでない。

第5条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第2項中「別表第2第9号、第10号及び第12号から第14号」を「別表第2第8項、第9項及び第11項から第14項」に改め、同条第3項中「教育長、」を削る。

第9条第2項中「次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める者」及び「当該辞令書交付者」を「教育長」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「者（）」を「職員（）」に改める。

第10条第2項中「（第13条の規定によるものを除く。）」を削り、「は、同条の規定にかかわらず」を「（第13条の規定により昇格させようとする場合を除く。）は」に改め、同条第4項中「昇格」を「昇任」に、「伝達方法」を「伝達」に改め、同条第5項中「前条第7項」を「前条第6項及び第7項」に改め、同条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、人事内申書には、当該職員の意に反しないことを証明する書類を添えるものとする。

第11条第3項中「降格が」を「降格（分限処分による降任に伴うものを除く。以下この条において同じ。）が」に、「降格発令書」を「降格発令通知書」に、「を所属長」を「及び降格発令書（別記様式第14号の3）を所属長」に改め、「（別記様式第14号の3）」を削る。

第20条第3項及び第4項を次のように改める。

3 第9条の規定は、職員の転入又は併任の場合に準用する。ただし、教育長が認める場合は、辞令書の交付を省略することができる。

4 第10条第4項及び第17条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

第20条第5項及び第6項を削る。

第21条の5第2項中「退職手当決定書」を「退職手当決定通知書」に、「退職手当決定通知書」を「退職手当通知書」に改める。

第26条第1項中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

第28条を次のように改める。

（事故報告）

第28条 所属長は、所属職員に係る事故が発生したことを知った場合は、速やかにその状況を調査し、事故報告書（別記様式第29号）により教育長に報告しなければならない。ただし、当該事故が道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定する交通事故若しくは同法第8章の規定により罰金以上の刑が定められている罪に当たるものである場合又は当該所属職員が同法第103条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合にあっては交通事故（違反）報告書（別記様式第30号）により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公務執行中の交通事故以外の交通事故の場合で、かつ、当該交通事故により生じた所属職員及び当該交通事故の相手方の損害が物的損害のみの場合は、教育長への報告を要しないものとする。

第29条中「意見」を「意見を必要とするものには意見」に改める。

第30条第4項中「特別休暇で」を「特別休暇（負傷又は疾病によるもの及び復職後又は休暇後において、なお健康上普通勤務を困難とする場合に時間を単位として与えられるものに限る。次条第3項において同じ。）で」に、

「別記様式第33号」を「別記様式第32号」に改め、同条に次の1項を加える。

7 所属長は、所属職員を長期研修（自治大学校、東北自治研究所及び山形県職員育成センターが行う研修以外の研修で、その期間が14日を超えるものをいう。）に派遣した場合には、長期研修派遣報告書（別記様式第33号）により教育長に報告しなければならない。

第31条第1項中「総務事務システム」を「総務事務システム（職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織をいう。）」に改め、同条第3項中「特別休暇（負傷又は疾病によるものに限る。）」を「結核要療養休暇、特別休暇」に改める。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

第36条の見出しを「(退職)」に改め、同条第3項中「日々雇用職員退職報告書」を「日々雇用職員報告書」に改める。

第3章中第38条の前に次の節名を付する。

第1節 常勤職員

第38条及び第39条を次のように改める。

(人事関係書類の保管整理)

第38条 教育長に係る履歴に関する書類、給与簿、旅行命令簿等の保管整理は、総務課長が行うものとする。

第39条 削除

第3章中第40条の前に次の節名を付する。

第2節 非常勤職員

第40条中「別記様式第41号」を「別記様式第40号」に改める。

第45条中「別表第2第9号、第10号及び第12号から第15号」を「別表第2第8項、第9項及び第11項から第14項」に、「別表第4第5号から第9号」を「別表第4第7項から第12項」に改める。

別表第2第6項中「よる。）」を「よる。」及び証明書類（扶養親族届（給与規則別記様式第1号による。）を含む。）に改め、同表第7項中「よる。）」を「よる。」及び証明書類（単身赴任届（給与規則別記様式第9号による。）を含む。）に改め、同表第10項中「よる。）」を「よる。」及び証明書類（住居届（給与規則別記様式第6号による。）を含む。）に改める。

別表第4第3項及び第4項を次のように改める。

3 職員別給与簿

4 扶養手当認定簿及び証明書類

別表第4第10項中「人事関係報告書」を「人事関係申請書」に改め、同項を第12項とし、同表第9項を削り、同表中第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、第6項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 管理職員特別勤務実績簿

別表第4中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 住居手当認定簿及び証明書類

6 単身赴任手当認定簿及び証明書類

別記様式第2号中

B	M	I	
視	力	右	( )
		左	( )
色	覚		

を

腹	囲		
B	M	I	
視	力	右	( )
		左	( )

に改める。

別記様式第5号の注書中第2項を削り、第3項を第2項とし、同注書第4項第1号の表第3項派遣する場合の項外国派遣条例上の派遣の項中「給料」を「、給料」に改め、同項公益的法人等派遣条例上の派遣の項中「給料」を

「、給料」に改め、「(派遣期間中給与の全額を支給する)」を削り、同表第22項中

「(職名)を命ずる  
(給料表名)〇級  
に決定する  
給料月額〇円を給  
する」を

「(職名)を命ずる  
(給料表名)〇級  
に決定する」

に改め、同項を同表第23項とし、第10項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、同表第9項

中「1)」を「(1)」に、「2)」を「(2)」に改め、同項を同表第10項とし、同表中第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 併任	任命する場合	山形県教育委員会（身分）に併任する 任期は〇年〇月〇日までとする	
	併任期間を更新する場合	併任期間を〇年〇月〇日まで更新する	
	併任を解く場合	山形県教育委員会（身分）の併任を解く	任期満了の場合は、辞令書を交付しない。

別記様式第5号の注書中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

別記様式第6号中「貴職より」を「貴職から」に改め、同様式の注書第2項の表第3項中「配置換」を「配置換え」に改め、同表中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

別記様式第8号の注書第2項中「第一次判定者」を「原則として、第一次判定者」に改める。

別記様式第12号中「㊦」を「㊦」に改める。

別記様式第16号の注書第3項第1号ニ中「8時間」を「7時間45分」に改める。

別記様式第22号の2を次のように改める。

様式第22号の2

第 号  
年 月 日

(所属長) 殿

山形県教育委員会教育長 閣

年 月 日付け給与発令通知書

年 月 日付け給与発令が別紙給与発令者リストのとおり発令されたので通知します。なお、  
該当職員に対しては貴職から給与発令書を交付してください。

(別紙)

年 月 日付け給与発令者リスト

所属コード	所 属 名

発令年月日 年 月 日

職員コード	氏 名	職 名	発令給料			摘 要
			給料表	級	号給	

別記様式第25号中「支給額」を「退職手当支給額」に、「住民税残額」を「住民税残税額」に改める。  
別記様式第29号中「山形県教育委員会教育長 氏 名 殿」を「山形県教育委員会教育長 殿」に改める。  
別記様式第32号及び別記様式第33号を次のように改める。

様式第32号

第 号  
年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

所属長 職 氏

名 閣

結核要療養（特別）休暇承認報告書

職名	氏 名	承 認 期 間			医 師 の 診 断 期 間 ( 診 断 日 )	理 由	承 認 年 月 日	備 考
		年次 有給 休暇	特 別 休 暇	計				
		日	から まで 日	日				
		日	から まで 日	日				
		日	から まで 日	日				
		日	から まで 日	日				
		日	から まで 日	日				

様式第33号

第 号  
年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

所属長 職 氏

名 団

長期研修派遣報告書

職 名	氏 名	期 間 (休 暇)	研 修 概 要	研 修 場 所	摘 要

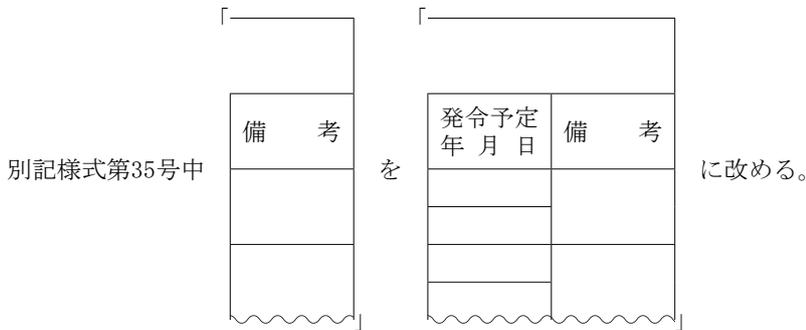
(注) 研修の要綱等があれば、資料として添付のこと。

別記様式第33号の2中「された(した)」を「されました」に改める。

別記様式第33号の3中「山形県教育委員会教育長 氏 名 殿」を「山形県教育委員会教育長 殿」に改める。

別記様式第34号を次のように改める。

様式第34号 削除



別記様式第37号中「教育庁総務課長」を「山形県教育委員会教育長」に改める。

別記様式第38号中「あなたは」を「あなたを」に、「なりましたから」を「なりましたので」に改める。

別記様式第38号の2中「山形県教育委員会教育長 氏 名 殿」を「山形県教育委員会教育長 殿」に改める。

別記様式第39号を次のように改める。

様式第39号

第 号 年 月 日										
山 形 教 育 委 員 会 殿										
所属長 職 氏 名 印										
日 々 雇 用 職 員 報 告 書										
番 号	区 分	氏 名	適 用 事 業 名 勤 務 場 所 名 職 名	雇 用 予 定 期 間	賃 金				発 令 予 定 年 月 日	備 考
					基 本 表	基 本 額	通 勤 割 増	合 計		
	内 申 決 定									
	内 申 決 定									

別記様式第40号を削り、別記様式第41号を別記様式第40号とする。

**附 則**

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、目次及び第7条第3項の改正規定、第3章中第38条の前に節名を付する改正規定、第38条及び第39条の改正規定、第3章中第40条の前に節名を付する改正規定並びに別記様式第40号を削り、別記様式第41号を別記様式第40号とする改正規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合は、旧教育長の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。

**病院事業局関係**

**規 程**

**山形県病院事業管理規程第3号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

**山形県立病院料金規程の一部を改正する規程**

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表入院室使用料（山形県立病院及び山形県立がん・生活習慣病センターの管理の都合により、院長又は所長が特に入院させる場合を除く。）の項中

	緩和ケア室	1日につき	10,700円	を
「	緩和ケア室A	1日につき	10,700円	に、
	緩和ケア室B	1日につき	5,100円	
「	緩和ケア室	1日につき	11,560円	を
「	緩和ケア室A	1日につき	11,560円	に改める。
	緩和ケア室B	1日につき	5,500円	

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年3月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者		
県営鈴川第二アパート2号	山形市鈴川町三丁目18-51	3K	44.4	1	一般用	12,300	14,300	16,300	18,400	19,500	19,500	19,500	3月分の家賃に相当する額
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,500	19,500	19,500	
同 五十鈴アパ一ト2号	同 大野目二丁目2-50	同	51.2	1	同	14,700	17,000	19,500	22,000	25,100	26,800	26,800	
同 馬見ヶ崎アパ一ト2号	同 円心寺町21-26	3DK	59.3	1	同	18,000	20,700	23,700	26,800	30,600	35,300	35,300	
同 桜町アパ一ト1号	同 桜町四丁目12-16	同	58.4	1	同	18,800	21,800	24,900	28,100	32,100	37,000	37,000	
同 2号	同 12-20	同	61.0	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300	39,300	
同 深町アパ一ト4号	同 深町一丁目7-34	同	62.6	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,100	44,100	
同 東山住宅	同 大字十文字6106	2DK	61.5	1	特定目的用 (身障者用)	24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200	47,200	単身可
同 土屋倉アパ一ト2号	同 上山市美咲町二丁目3	3DK	51.8	2	一般用	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900	24,900	
同 長清水アパ一ト5号	同 長清水一丁目10-15	同	67.7	1	同	21,500	24,800	28,400	32,000	36,600	42,200	42,200	
同 長清水アパ一ト7号	同 10-17	同	70.1	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	43,700	
同 交り江アパ一ト1号	同 天童市交り江五丁目10-1	同	62.8	1	同	17,200	19,900	22,800	25,700	29,300	33,900	33,900	
同 2号	同 10-2	同	62.8	1	同	17,200	19,900	22,800	25,700	29,300	33,900	33,900	
同 芦沢アパ一ト	同 東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084-7	2DK	52.8	1	同	11,200	12,900	14,800	16,700	19,100	22,000	22,000	単身可

同 近江了パー ト3号	同 近江1-1	3DK	64.6	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	
同 中原了パー ト2号	東村山郡中山町 大字長崎881- 2	2DK	53.4	1	特定目的用 (高齢・身障用)	17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200	单身可
同	同	3DK	69.4	1	一般用	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400	
同 南寒河江了 パート2号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,700	20,500	23,400	26,400	30,200	34,800	
同 塩水了パー ト5号	同 大字高 屋字塩水46-1	同	70.7	1	同	24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200	
同 谷地了パー ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	
同 大石田了パ ー	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,600	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年4月2日から同月8日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産
- 5 入居の時期 平成27年6月1日